

令和 年 月 日議決・専決

令和 7 年 6 月 3 0 日施行

令和 7 年 6 月 3 0 日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和 7 年佐用町要綱第 3 2 号

佐用町農林畜水産業関係補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町農林畜水産業関係補助金交付要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町要綱第32号

佐用町農林畜水産業関係補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町農林畜水産業関係補助金等交付要綱（平成17年佐用町要綱第93号）の一部を次のように改正する。

参考中「

13	削除
----	----

」を「

13	ひまわり生産団地育成事業
----	--------------

」に改め、

「

関係条項	内容
第3条	(添付書類) 1 事業計画書
	2 その他
	(指定期日) 原則として事業着手の30日前までに提出
第6条第1項	(軽微な経費配分の変更) 経費区分の新設又は廃止以外の変更、及び補助金交付決定時に付した条件以外の変更
	(軽微な事業内容の変更) 事業区分の新設又は廃止以外の変更、及び補助金交付決定時に付した条件以外の変更
第7条第1項	(添付書類) 交付申請の添付書類に準ずる。
	(指定期日) 変更を必要とする場合速やかに
第8条第1項	(報告事項等) 町長の求めに応じ速やかに (別紙様式)
第10条	(添付書類) 第3条の添付書類に準ずる。
	(指定期日) 事業完了後1箇月以内又は年度の3月31日のいずれか早い日とする。
	(例外事項) 町長が事前着手を認めており、補助金交付申請時に完了している事業であって、完了に係る書類を交付申請に添付した場合は実績報告を省略することが

	できる。
第18条第1項	(処分制限期間) 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」 (昭和40年大蔵省令第15号) に定める期間

」の次に次のように加える。

町長が定める事業（第2条関係）

補助事業名	ひまわり生産団地育成事業
補助事業の目的	ひまわりを団地で栽培することにより、美しい田園景観を創出し都市住民との交流を図る。
補助事業の対象となる者	1 h a 以上のひまわりの団地化に取り組む集落等
補助事業の対象となる経費	都市住民との交流に必要な経費 50,000円／1集落
補助率	査定事業費
補助金の額	予算の範囲内
適用除外する条項	第18条第1項
その他の事項	補助金交付の条件は、補助金交付決定通知書（様式第2号）のとおりとする。

別に定める事項

関係条項	内容
第3条	(添付書類) 1 事業計画書
	2 その他
	(指定期日) 原則として事業着手の30日前までに提出
第6条第1項	(軽微な経費配分の変更) 経費区分の新設又は廃止以外の変更、及び補助金交付決定時に付した条件以外の変更
	(軽微な事業内容の変更) 事業区分の新設又は廃止以外の変更、及び補助金交付決定時に付した条件以外の変更
第7条第1項	(添付書類) 交付申請の添付書類に準ずる。
	(指定期日) 変更を必要とする場合速やかに

第 8 条第 1 項	(報告事項等) 町長の求めに応じ速やかに (別紙様式)
第10条	(添付書類) 第 3 条の添付書類に準ずる。
	(指定期日) 事業完了後 1 箇月以内又は年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とする。
	(例外事項) 町長が事前着手を認めており、補助金交付申請時に完了している事業であって、完了に係る書類を交付申請に添付した場合は実績報告を省略することができる。
第18条第 1 項	(処分制限期間)

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。